

衆議院 第二十二分科会議録 (總務省所管) 第一号

本分科会は令和二年二月二十日(木曜日)委員会において、設置することに決した。
二月二十一日

本分科員は委員長長の指名で、次のとおり選任された。

- 小倉 將信君 奥野 信亮君
- 棚橋 泰文君 平沢 勝栄君
- 小川 淳也君 杉本 和巳君

二月二十一日
小倉將信君が委員長長の指名で、主査に選任された。

令和二年二月二十五日(火曜日)

午前八時十分開議

出席分科員

- 主査 小倉 將信君 大西 宏幸君
- 今枝宗一郎君 左藤 章君
- 奥野 信亮君 武部 新君
- 田所 嘉徳君 平沢 勝栄君
- 棚橋 泰文君 小川 淳也君
- 小川 淳也君 神谷 裕君
- 亀井亜紀子君 早稲田夕季君
- 杉本 和巳君 藤田 文武君
- 大野敬太郎君 木村 次郎君
- 兼務 藤井比早之君 古川 康君
- 兼務 石川 香織君 尾辻かな子君
- 兼務 源馬謙太郎君 関 健一郎君
- 兼務 高井 崇志君 濱地 雅一君
- 兼務 清水 忠史君

- 総務大臣 高市 早苗君
- 総務副大臣 長谷川 岳君
- 内閣府大臣政務官 藤原 崇君
- 総務大臣政務官 木村 弥生君
- 財務大臣政務官 宮島 喜文君

厚生労働大臣政務官 小島 敏文君

政府特別補佐人 近藤 正春君

(内閣法制局長官) 向井 治紀君

政府参考人 宮地 俊明君

(内閣官房内閣審議官) 山内 智生君

政府参考人 佐々木雅之君

(内閣官房内閣審議官) 長谷川周夫君

政府参考人 庄市君

(人事院事務総局給与局次長) 藤原 朋子君

(内閣府地方創生推進事務局審議官) 横田 真二君

政府参考人 前田 一浩君

(内閣府子ども・子育て本部審議官) 奈良 俊哉君

政府参考人 秋本 芳徳君

(総務省大臣官房総括審議官) 境 勉君

政府参考人 三宅 俊光君

(総務省大臣官房地域力創進審議官) 高原 剛君

政府参考人 大村 慎一君

(総務省自治行政局長) 赤松 俊彦君

政府参考人

(総務省自治行政局長) 赤松 俊彦君

政府参考人

(総務省自治行政局長) 赤松 俊彦君

政府参考人

(総務省自治行政局長) 赤松 俊彦君

政府参考人

(総務省自治行政局長) 赤松 俊彦君

政府参考人

(総務省自治行政局長) 赤松 俊彦君

政府参考人

(総務省自治行政局長) 赤松 俊彦君

政府参考人

(総務省自治行政局長) 赤松 俊彦君

政府参考人

(総務省自治行政局長) 赤松 俊彦君

政府参考人 内藤 尚志君

政府参考人 開出 英之君

(総務省自治税務局長) 巻口 英司君

政府参考人 吉田 眞人君

(総務省情報流通行政局長) 長塩 義樹君

政府参考人 谷脇 康彦君

(総務省情報流通行政局長) 佐伯 修司君

政府参考人 米澤 健君

(総務省統計局長) 丸山 秀治君

政府参考人 宇波 弘貴君

(総務省統計局長) 矢野 和彦君

政府参考人 奈尾 基弘君

(総務省統計局長) 本多 則惠君

政府参考人 八神 敦雄君

(総務省統計局長) 小坂善太郎君

政府参考人 野原 論君

(総務省統計局長) 江崎 禎英君

政府参考人

(総務省統計局長) 江崎 禎英君

政府参考人

(総務省統計局長) 江崎 禎英君

政府参考人

(総務省統計局長) 江崎 禎英君

政府参考人

(総務省統計局長) 江崎 禎英君

政府参考人

(総務省統計局長) 江崎 禎英君

政府参考人

(総務省統計局長) 江崎 禎英君

政府参考人

(総務省統計局長) 江崎 禎英君

政府参考人

(総務省統計局長) 江崎 禎英君

政府参考人

政府参考人 今井 一之君

政府参考人 長橋 和久君

(国土交通省水管理・国土保全局砂防部長) 村田 茂樹君

政府参考人 森下 俊三君

(国土交通省道路局長) 木田 幸紀君

政府参考人 荒木 裕志君

(国土交通省道路局長) 立林 理君

政府参考人 加藤 進康君

(国土交通省道路局長) 近藤 博人君

政府参考人 鈴木 宏幸君

(国土交通省道路局長) 鈴木 宏幸君

政府参考人

(国土交通省道路局長) 鈴木 宏幸君

政府参考人

(国土交通省道路局長) 鈴木 宏幸君

政府参考人

(国土交通省道路局長) 鈴木 宏幸君

政府参考人

(国土交通省道路局長) 鈴木 宏幸君

政府参考人

(国土交通省道路局長) 鈴木 宏幸君

政府参考人

(国土交通省道路局長) 鈴木 宏幸君

政府参考人

(国土交通省道路局長) 鈴木 宏幸君

政府参考人

(国土交通省道路局長) 鈴木 宏幸君

政府参考人

(国土交通省道路局長) 鈴木 宏幸君

政府参考人

(国土交通省道路局長) 鈴木 宏幸君

政府参考人

(国土交通省道路局長) 鈴木 宏幸君

政府参考人

しておりますけれども、その中で、まず、統括
チーフプロデューサーは、言葉足らずで済みませ
んでしたと謝っています。だから、ガバナンスが
きいていなかったということと適切な回答をして
いなかったということに対して嚴重注意をしたと
いうことですけれども、まず、報道現場で会長は
口を出せないんだなんて、売り言葉に買い言葉の
世界かどうかはわかりませんが、これ一個一個
一個会長が嚴重注意なんかされていたら、記者
は取材できませんよ。そんな、NHKの記者だっ
てみんな、ジャーナリズムだつて、完璧な人間
ばつかりじゃないですから、次は、会長の嚴重注
意なんかやったら、余り、これ以上厳しい取材は
できないと思うのが人情というか、そういうも
のですから。

質問しますけれども、放送現場を萎縮させるん
じゃないかという懸念はお持ちにならなかったん
ですか。
○森下参考人 今回の対応は、あくまでガバナン
スの観点から会長に対して行ったものでありまし
て、現場に対してではありません。
もとより、放送法第三十二条で、経営委員会が
番組の編集に関与できないことは十分認識してお
りまして、自主自律や番組の編集の自由を損なう
事実はないと考えております。
○関(健)分科員 会長への嚴重注意が会長の行動
ならいいですけども、これは現場の取材のやり
とりに関して会長に嚴重注意しているわけです。
私とその記者だったら、統括チーフプロデュー
サーだったら、萎縮します。萎縮して取材をやめ
るかは別ですよ。ただ、経営委員会として何を考
えるべきかというところ、これはまず、嚴重注意とい
うこの処分が会長のハイヤーの私の流用と同じレ
ベルなのかというのがまず第一点。第二点が、こ
の嚴重注意をしたことで現場が萎縮するんじゃない
かという懸念を持たなかった経営委員会を僕は
懸念します。そして、これだけジャーナリズムに
関して微妙なところに、議事録も適切に残ってい
ない。

さつきたてつけをおつしやっていますけれども
も、役員の執行管理をする経営委員会として、こ
んなことで嚴重注意処分を出すこと自体が全くガ
バナンスがきいていないと言わざるを得ません
が、認識を伺います。

○森下参考人 先ほどもお話ししました、
NHKが公平公正、不偏不党、そして真実を伝え
る公共放送としての役割を果たすためには、編集
権は会長にあるという認識を全役員が持つよう
ガバナンスを行うことは極めて大切なことと考
えておりましたので、上田前会長に対して注意を申
し入れたものであります。

委員の御指摘のとおり、経営委員会は、NHK
の経営に関する基本方針や毎年度の予算、事業計
画、番組編集の基本計画など、放送法に定められ
たNHKの重要事項を審議、議決する最高意思決
定機関であるとともに、役員職務の執行を監督
する機関であり、重い責任を持っているものと認
識しております。
その責任を深く自覚し、放送法に従い、しっか
り監督責任を果たしてまいりたいと思っております。

○関(健)分科員 今回の、会長が放送現場のガバ
ナンスがきいていないということによる嚴重注意
処分を出した経営委員会こそが、ガバナンスが深
刻に不足しているということを指摘した上で、今
後、放送現場の萎縮につながらないかというの
は、これはジャーナリズムですから、極めて深刻
に、繊細に扱っていただくことをお願いして、質
問を終わります。

○小倉主査 これに関して関健一郎君の質疑は終了い
たしました。
次に、清水忠史君。
○清水分科員 日本共産党の清水忠史でございます。
高市早苗総務大臣におかれましては、先日の予
算委員会にて我が党の高橋千鶴子議員の質問に対
し、公的病院は最後のとりで、こういうふう

言っていたいただきました。
本日は、地域の医療機関が果たしている役割に
ついて、その実情につきまして詳しく紹介しな
がら、また、今、新型コロナウイルスの肺炎問題
が大問題になっておりますので、そのことも含め
て質疑をさせていただきますと思います。

初めに、新型コロナウイルスの問題です。
感染の拡大がとまりません。感染者の増加を見
越して、厚生労働省は入院病床確保の事務連絡を
発出しました。まずは感染症の指定医療機関が受
け入れることになってはいますが、感染症病床以
外でも入院させる体制というのがやはり求められ
ていると思うんですね。指定医療機関の大半が国
立、公立病院であるということを考えれば、新型
感染症の蔓延期におけるこの公立病院の重要性と
いうものが改めて問われてくるというふうに思い
ます。

現在、公立病院はこの要請に応えるだけの体制
がとれているかどうか、初めに高市大臣にお聞
きします。
○高市国務大臣 今回の新型コロナウイルス感染症
に限りましては御質問でよろしゅうございま
す。(清水分科員「はい」と呼ぶ)

今、感染症病床、六割は公立病院ということで
ございまして、非常にこれは重要な役割を担っ
ていただいております。それで、きょうの昼間に
この政府の基本的な方針というのが決まったわ
けでございまして、これを受けて、私
の方から各地方公共団体、また、公立病院がある
市町村長などに対して通知を本日発出させまし
た。

その中で、これから感染が拡大していく中で、
まず感染症病床でしっかりと受け入れていただく
こと、さらに、感染が拡大するのを防止しな
いけないうことです。それで、拡大していつ
た場合に一般病床なども含めてどのように使っ
ていくのか、今から医療体制をしっかりと整えてお
かなければいけない旨、それから、保健所から言
われて地域の救急本部ももう大変な対応を今して

いるんですけども、その際に、公立病院を含め
て適切な搬送場所、搬送先、こういったものを皆
さんの頭の中に入れて計画をつくっておいてた
だくことなど、通知をききょう、まず発出した
ところでございます。

○清水分科員 今通知を出していただいたという
ことであります、こうした事態には、やはり想
定して、日ごろからその受入れ体制を整備してお
くということ、すごく大事だと思うんですね。
実は、二〇一七年十二月十五日公表の総務省行
政評価局の感染症対策に関する行政評価・監視の
結果に基づく勧告というものがございまして、私
もそれを読ませていただきましたと、「受入れ可能
な病床数が必ずしも十分に確保されているとは認
め難い状況」、また、「感染症患者が良質かつ適切
な医療を受けられる体制の整備が適切に確保され
ているのか危惧される状況がみられた」と、二〇
一七年の十二月段階にはこういう厳しい評価が下
されていたわけなんです、実は、この事態を見
まして、いまだにこれは放置されていたんじゃない
のかな、そのままでしたのじゃないのかな、こ
ういうふうに言わざるを得ないと思うんですが、
総務省、いかがでしょうか。

○内藤政府参考人 公立病院、先ほど大臣から御
答弁申し上げましたとおり、約六割の感染症病床
を持つていて、このことでもございまして、私ども
も、感染症病床は大変大事でございまして、従
来より特別交付税措置を講じまして財政支援をし
ているところでございます。

感染症病床の指定というのは都道府県知事がさ
れるということで、地域の実情を踏まえて行われ
るということでございまして、私どもとし
ては、そういう財政支援措置を通じて適切な病床
の確保に努めていただきたいと思いますところ
でございます。

○清水分科員 そうはおっしゃるんですけど
も、総務省さんが出された勧告というのはなかなか
厳しい内容になっておりました、受入れ状況が
必ずしも十分ではないだとか、受入れができない

ような状況が見られたというふうに書かれているわけですね。

それで、続いて質問したいと思うんですが、報告のもと調査で、感染症指定医療機関が、例えば敷地、建設費の不足、病院経営への影響により対応できないとか、あるいは感染症の診療経験のある医師の確保が困難だとか、あるいはさまざま理由から原則として患者を受け入れることができないなど回答しているわけですね。

今回の政府の対応を見ますと、予見していたわけですから、その予見の中したと言わざるを得ません。報告書ではそのほかにも移送措置などさまざまな指摘がなされているわけですので、いま一度これを読み返していただいて、今の状況に照らし合わせて不十分なところがあれば対応していただくというようお願いしておきたいと思えます。

それで、今回、感染症指定医療機関に多くの公立病院が指定されていることを踏まえ、五十三施設七百六十七床の感染症指定医療機関が、地域医療構想に基づく再編統合の議論が必要と判断した四百二十四病院名のリストで再検討の対象になっている、このことはやはり疑問だと思っております。

地域医療確保に関する国と地方の協議の場、今、第三回まで行われているということで、全て読ませていただきましたけれども、これを経ることで国と地方の相互理解が進んだと高市大臣はおっしゃっておられるわけなんですが、地域の医療機関や住民は必ずしもそうは思っていない部分があるんですね。

例えば、この協議の場でも議論になっておりましたが、いわゆる僻地におきまして、症例は少ないものの地域のニーズに合わせて医療を行っている医療機関が、実績が少なくとされて要再検証と指摘されているケース。また、僻地医療を評価する視点がなかなかない、こういつて意見を言われている方もいらっしゃいます。

いわゆる都市部だけではなくて、この僻地医療こそ公立病院が担うことではないのかなというふうに思いますが、民間にできないことだと思っております。これは厚労省さんに来ていただきたいので、答弁の方、お願いしていいでしょうか。

〇八神政府参考人 お答え申し上げます。まず、地域医療構想につきましては、これまで急性期機能を中心に担ってまいりました公立・公的医療機関等に対して、民間では担えない政策医療に重点化すべきという観点から、二〇一七年度、一八年度、二年度を集約的な検討期間として、今後担う医療機能についての検討を先んじて求めてきましたが、検討結果、なかなか急性期からの転換が進んでいないという指摘がなされております。

このため、構想の実現に向けて更に取組を進めていくという観点から、骨太の方針二〇一九、これを踏まえまして、公立・公的医療機関等について、急性期機能に着目した客観的なデータを分析した結果をお示ししたところでございます。

このリストでございますが、それぞれの地域において構想の実現のために医療機関が今後の医療機能のあり方を考える際の材料としてお示ししたものでございます。病院が将来担うべき役割やあり方を機械的に決めるというものではございません。今回の分析だけでは判断し得ない診療領域ですとか地域の実情に関する知見を補いながら、地域医療構想調整会議の議論を活性化して議論を尽くしていただき、二〇二五年のあるべき姿に向けて必要な医療機能の見直しを行っていただきたい、このように考えております。

〇清水分科員 私の質問に直接答えていただいていると思うんですが、民間の病院にできない部分を公立病院に担っていただく、それが目的だということにおっしゃったんですが、私は、僻地の病院、僻地の公立病院の果たしている役割というのは重要ではありませんか、こういうふうな聞いたんですけども、そ

れは否定はされませんか。否定はされませんが、〇八神政府参考人 それは重要なことだと考えています。

〇清水分科員 この間、厚生労働省は、地域の置かれていたさまざまな経緯ですとか実情、これを踏まえることが必要である、また、病院が将来担うべき役割、これを国が何か機械的に一律に決めるやり方ではないとリストの押しつけけというものをお否定されているわけなんです、これまでの政府の皆さんのやり方を見ると、これはやはり疑わしいと言わざるを得ません。

例えば、神戸市、三百三十床を有する県立リハビリテーション中央病院がA評価の分類で、特に実績が少ないとして再編統合の対象になりました。それは、厚生労働省が分析項目を、がん、心筋梗塞等の心血管疾患、脳卒中、救急、小児医療、周産期医療に絞っていたためなんです。

しかし、ここからが大事なんですけれども、県立リハビリテーション中央病院は、子供の脳性麻痺、肢体不自由、睡眠障害、自閉スペクトラム症、注意欠如多動症、発達性協調運動症、限局性学習症に対するリハビリ療法やロボットを利用したりハビリなど、民間病院では対応が難しい患者にも対応し、幅広く質の高いリハビリテーションを提供する地域の中核病院であり、まさしく、神戸市民だけではなく兵庫県民にとって、なくてはならない医療機関であります。

このような地域のリハビリテーションを支える医療機関の役割というのは、私は、これは厚労省さんがこの間説明してこられた、考慮すべき地域の置かれていた実情と言えらると思うんですが、それは否定されませんか。

〇八神政府参考人 お答え申し上げます。今回の公表いたしましたものの分析だけでは判断し得ない診療領域又は地域の実情に関して知見を補いながら、地域医療構想調整会議の議論をむしろ活性化していただいで議論を尽くしていただくということが大事だと思っております。

〇八神政府参考人 先ほど来の繰り返しになるところでございますけれども、私どもがお示しをいたしましたリスト、それは、それぞれの地域において構想の実現のために医療機関が今後の医療機能のあり方を考える際の材料としてお示しをしたもので、将来病院が担うべき役割やあり方を機械的に決めたものではございません。

また、繰り返しになりますが、これだけでは判断し得ない診療領域、地域の実情、こういつたものに関する知見を補いながら議論を尽くしていただいで必要な医療機能の見直しを行っていただく、こういつたことをお願いしたいと思っております。

〇清水分科員 続けて紹介したいのは、明石市の例でございます。明石市民病院がやはり再編統合の対象とされたんです。明石市民病院は、二十三診療科、三百五十七床を持つ病院ですが、乳がん手術や急性心筋梗塞に対する心臓カテーテル手術なども行っています。ただ、近隣に明石医療センターや県立がんセンターが立地するため、B評価の分類で、類似かつ近接する医療機関が存在するとして再編統合の対象になっているわけなんです。

また、同病院は、年間二千八百二十五件の救急を受入れているんです。しかし、年間三千件近い救急搬送を、この明石市民病院のほかの近隣の医療機関が肩がわりできるのかといえれば、これは必ずしもそうはならないんです。

こうした医療機関を再検証の対象とするのも、私は余りにも複雑な分析だと言わなければならぬと思っております。

救急搬送への対応も、またその能力も、地域医療構想を検討するための考慮すべき地域の置かれている実情としてやはり考えるべきだと思っておりますが、これについても、厚労省、同様でしょうか。

〇八神政府参考人 先ほど来の繰り返しになるところでございますけれども、私どもがお示しをいたしましたリスト、それは、それぞれの地域において構想の実現のために医療機関が今後の医療機能のあり方を考える際の材料としてお示しをしたもので、将来病院が担うべき役割やあり方を機械的に決めたものではございません。

○清水分科員 いずれも地域の置かれてある実情なんですよ。そういうところをしっかりと分析もせずリストに並べてしまったところや、やはり住民や医療機関の反発が起きているところ、これを、ぜひ理解していただきたいと思えます。今このリストは、高度急性期病床と急性期病床を持つ医療機関を分析対象にしています。

兵庫県保険医療協会の調査によれば、ある公立病院では、今後は急性期病床を回復期に回すから問題は無いとしているところもあります。一方、近隣の民間病院からは、公立病院は急性期を担ってほしい、地域の公立病院が回復期まで担えば、これまでの機能分担が壊れてしまうという声も上がっています。すみ分けできていたわけなんですよ、地域によっては、今までも。

リストによる強引な再編統合を進めることで、地域の医療機関の機能分担が崩れてしまう。これは、公立病院だけではなく民間病院にも影響を与えることだということになると思うんですが、その点、どのように認識されていますか、厚労省さん。

○八神政府参考人 お答え申し上げます。

これも重ねて、繰り返しになってしまうかもしれませんが、各地域で、今回のデータも踏まえつつ、病院の役割、機能分化について、地域の事情を十分踏まえていただいて議論を尽くしていただくということが大事だと思っておりますので、それを踏まえた上での必要な見直しを行っていただきたいということでございます。

○清水分科員 リストに名前が出た医療機関や、あるいは患者、利用者、地域の方々、もう十分地域の実情は理解しているんですよ。理解しないといけないのは厚生労働省さんの方じゃないですか。みんなそう思っているんですよ。地域の実情に即してやってきたんです。これまで、それをやはり澄んだ目でしっかりと分析していただいて、やはり主体的に病院のあり方というのを公立、公的などが検討していくということを見守っていくということが何よりも大事だということに思

います。この問題で、最後に高市大臣にお伺いしたいと思えます。各地域の地域医療構想調整会議で今後検討されていくというふうな思っていますけれども、私が聞いたところ、兵庫県では、二〇一五年以降、計画の中のものも含めて十四の公立・公的病院が統合され、三百床から四百床程度の病院が二つ、また六百床規模の病院が三つ、さらに七百床以上の病院が二つ誕生しました。当然、統合前の病院よりも病床規模が拡大しており、地域の民間病院からは、患者も医師も医療スタッフもそうした病院にやはり集中してしまう、こういう声が上がっております。

医師不足あるいは医療費問題などを脇に置いて、単に医療費削減、病床削減の観点から公的病院の再編統合だけを促せば、民間病院も含めた地域の医療提供体制を混乱、崩壊させてしまうというふうな思っています。冒頭申し上げましたけれども、高市早苗総務大臣は先日、予算委員会で、公的病院は最後のとりでと答弁していただきました。これは本当に励ましていると思えます。高齢化への対応、僻地の医療問題、さらに災害や今回のような新型コロナウイルス、感染対応、こういうことを考えたら、もともと医療資源をふやして地域医療提供体制全体を構築するなど、公的・公立病院の支援をどう進めていくのかということを私は検討するべきだと思います。高市国務大臣 公立病院というのは、きょう清水委員がおっしゃっていただきましたように、まずは僻地医療を担っていただいています。それからまた、先ほどおっしゃっていただいた救急医療、また周産期、小児医療など不採算・特殊部門に係る医療を提供する非常に重要な役割を担っていただいております。そういう意味から総務省としては必要な地方交付税措置を講じていますし、冒頭にお話がありましたように、今回のような感染症対策でも、これは大変に重い役割を果たして

いただく場所でもございます。来年度から、過疎地など経営条件の厳しい地域における中核的な公立病院に対する特別交付税措置を創設することとともに、周産期、小児医療などに手厚い措置を講ずることといたしました。

これからも、地域医療構想を踏まえながら、公立病院が地域の実情に応じた役割をしっかりと果たせるように、地方団体のお声をお聞きして、また関係省庁とも連携して対応してまいります。

○清水分科員 最後に厚労省さんにぜひ言いたいのは、総務省が平成二十九年、二〇一七年十二月に、感染症対策に関する行政評価・監視、結果に基づき、報告と受けとめられているんですよ。やはり、これをしっかりと受けとめていただきたい。感染症対策がどうだったのか、そして公的・公立病院がその貴重な役割を担っているということも改めて検証していただきたい。

そして、病床数が多い、余っているといえますけれども、今回のような非常事態が起これば、そういうゆとりというか、遊びという言葉が適切かどうかかわかりませんが、遊ばせようというものがなければ、例えば中国の武漢のように短期間で千床とか千六百床とかばんばん建てるとは外ないわけですよ。そうしなくても、やはり知見もノウハウもある感染症指定医療機関になっている病院の病床数というものをあらかじめ確保しておくということも大事だという観点に立っていただくということ、今後必要になってくるというふうな思っていますので、そのことを厳しく指摘をしておきたいと思

います。厚労省さんはもう結構です。次の質問に移りたいと思えます。

○小倉主査 それでは、御退席ください。

○清水分科員 続きまして、大都市法施行規則に定められた住民投票用紙の様式について質問したいと思えます。大都市地域における特別区の設置に関する法律、いわゆる大都市法について高市総務大臣にお

伺います。第一条では、「この法律は、道府県の区域内において関係市町村を廃止し、特別区を設けるための手続」と書かれております。この法律に従い、大阪府に特別区を設ける場合、大阪府が廃止されることが前提ということと間違いありませんか。

○高原政府参考人 御答弁申し上げます。大都市地域特別区設置法第二条第三項では、「特別区の設置」とは、関係市町村を廃止し、当該関係市町村の区域の全部を分けて定める区域をその区域として、特別区を設けることをいう」とされてございます。以上でございます。

○清水分科員 特別区の設置と関係市町村の廃止というのは一体でありまして、例えば大阪府区域に特別区を設ける場合は、政令指定都市として大阪府は廃止されるというのがこの法律の条文であるということが確認されました。

さて、配付資料の一枚目をごらんいただいております。これは、二〇一五年五月十七日に行われました、大阪府を廃止して特別区を設けることを問うた住民投票の際の投票用紙でございます。ここには「大阪府における特別区の設置についての投票」とだけ書かれておりまして、大阪府が廃止されるということが書かれておりません。

それで、二度目の住民投票がなされる際には、大阪府が廃止されることがわかるように投票用紙の表記を改めてほしいという陳情が、二〇一八年、大阪府議会に提出され、これは採択されているんですよ。

これは、私、法制局の方にも確認したんですけども、この住民投票の用紙だけを見て、これで大阪府が廃止されるということを読み取れるかと聞いたら、必ずしもそうとは言えないですよ。率直に感想を述べられておりました。

それで、配付資料の二枚目を、大臣、見ていただいておりますか。これは、いわゆる別記様式、大都市法施行規則に定められた別記様式なん

です。

大阪市の選挙管理委員会によりますと、あくまでも大都市地域特別区設置法の施行規則の別記様式に準じて定めた投票用紙である。つまり、この別記様式に倣って、準じてつくったので、二〇一五年のときの住民投票の用紙の記載については問題ないという立場なようでありませぬ。

しかし、大臣、この別記様式を見ると、何と書かれてあるかというところ、「何郡(市)何町(村)を関係市町村とする特別区の設置についての投票」と書いてあるわけですね。ここにも、大阪市の住民投票用紙と同様に、廃止するとの文言はありませんが、関係市町村が廃止されるということと特別区の設置が一体のものであるということを選挙人が理解していれば、いわゆる「関係市町村とする」という記述が入っている分、まだ理解できることもあるかもしれません。

しかし、大阪市の住民投票用紙には、「大阪市の選挙管理委員会によりますと、あくまでも大都市地域特別区設置法の施行規則の別記様式に準じて定めた投票用紙である」という記述が入っている分、まだ理解できることもあるかもしれません。

大阪市の選挙管理委員会が、選挙人に対して、より正確でわかりやすい情報を提供するということも定められていますので、そうした観点からも、私はこれは改善が求められるなというふうに思います。

そこで、総務大臣に確認します。
大阪市の選挙管理委員会が、選挙人に対して、より正確でわかりやすい情報を提供するということも定められていますので、こうした観点からも、限られたスペースですから、せめてそれがわかるぐらいにはしよう、そういう陳情も採択されている、賛成、反対にかかわらず、政令指定都市をどうするかという、これは統治機構の問題ですから、真剣に投票していただくという観点からも、わかりやすい表記にしたいと。大阪市の選挙管理委員会がそのように記述することは構いませんか。

かという、これは統治機構の問題ですから、真剣に投票していただくという観点からも、わかりやすい表記にしたいと。大阪市の選挙管理委員会がそのように記述することは構いませんか。

○高市国務大臣 大都市地域特別区設置法に基づく住民投票に用いる投票用紙は、同法の施行規則第一条において、「別記様式に準じて調製しなければならない」とされており、同法により準用される公職選挙法第四十五条第二項によりまして、投票用紙の様式は、住民投票に関する事務を管理する選挙管理委員会が定めることとされております。

○清水分科員 ありがとうございます、明確な回答を。大阪市の選挙管理委員会がこれを準用してわかりやすく表記することには差し支えがないというところがわかりました。ありがとうございます。

最後の質問に行きたいと思えます。企業版ふるさと納税の問題についてであります。企業版ふるさと納税の問題に行きたいと思えます。企業版ふるさと納税の問題についてであります。企業版ふるさと納税の問題に行きたいと思えます。企業版ふるさと納税の問題についてであります。

時間があるかもしれませんが、このふるさと納税制度というのは、郷里への応援とかあるいは被災地支援など、それ自体としては積極的な意味を持っていると思えます。ただし、高額商品の返礼や一部の自治体に寄附が集中することは我が党も問題だということに指摘してまいりました。

例えば、高市大臣は、泉佐野市から訴えられまして、地場産品以外の高額商品、これを返礼品にすることは問題だということにおっしゃった。私もそう思います。裁判になりましたけれども、やはり最後まで毅然とこれを退けた、勝訴をしたというのには、私、大臣の対応は正しかったというふうに思っています。

が、寄附した額に対して九割も税金で補填される、一千万ふるさと納税すれば九百万返ってくるという制度では、これはもはや寄附と言えないのかというふうにも思うわけですね。

もう一つ問題点がありまして、企業版ふるさと納税については、内閣府令で経済的利益的供与の禁止が定められております。ここでは、寄附の代償として経済的利益的供与することが禁止されているんです。具体的として、寄附を行うことを公共事業の入札要件とすることが禁止されているわけですね。これはQアンドAに書かれています。

私もそうだと思いますよ。寄附を行うことを公共事業の入札要件にするというたら癒着が起るから、これは当然禁止することだと思わなければならない。私が逆に聞きたいのは、例えば、公共事業を受注した企業がそのお札にふるさと納税でその自治体に寄附をした場合は、これは納税禁止の対象になるのでしょうか。内閣府、お答えください。

○辻政府参考人 公共……(清水分科員「ちよつと」ともてもらっていいですか)とつぶやいておられるので、申しわけございません。公共事業を受注した企業が、お札……(清水分科員「もう一度言いましたよ、うか」とつぶや)

○小倉主査 では、清水君、もう一度お願いいたします。清水分科員 もう一度質問しますね。企業版のふるさと納税については、内閣府令で経済的利益的供与の禁止が定められている。具体例として、寄附を行うことを公共事業の入札参加要件とすることが禁止されています。QアンドAで、寄附をくれないと入札させないぞ、これはだめだ。

じゃ、逆に、公共事業を受注した企業がそのお札に寄附をした場合は、これはふるさと納税の適用対象になるのか、あるいは禁止なのか、そのことについてお伺いしているんです。

するかどうかということでございます。そういう個別具体のケースについては、ちよつと事前に御連絡いただかなかったもので、申しわけございません。ちよつと、直ちにお答えできない状況でございます。

○清水分科員 私は通告で、寄附を行うことを公共事業の入札参加要件にすることを禁止することの理由などということ、経済的利益的供与の禁止について聞くというふうには、ちゃんと私は通告しておりますので。

いわゆる、ここで私が質問したように、公共事業を先に受注した企業がお札にふるさと納税することは妨げられないのかということについても、当然これは、個別の例じゃなくてQアンドAの逆のパターンですから、それはお答えいただかないと、この制度、根幹から問題になるというふうには思わなければならない、これは大臣、どう思われますか。議論を聞いていただいて、何か所見、ございますか。

○高市国務大臣 済みません、私に聞かれてもわかりません。

○清水分科員 そうしましたら、この場でなかなか答えられないということですので、小倉主査にお伺いしたいんですけれども、ぜひ選挙委員会におきまして、今の答弁について、整理したものをしっかりと出していただくということをお願いできるでしょうか。

○小倉主査 わかりました。それでは、今のお申出の件につきましましては、政府においてしかるべき措置を私からお伺いしたいと思っております。

○清水分科員 時間が来ましたので、終わります。どうもありがとうございます。

○小倉主査 これにて清水忠史君の質疑は終了いたしました。

次に、武部新君。

○武部分科員 自由民主党の武部新です。どうぞよろしくお願いたします。